

# 財光寺地区介護予防サポーター『ざいこうじルーピンの会』について

## 1 活動の目的

ざいこうじルーピンの会会員は、次の(1)～(4)を目的に活動します。

- (1) 会員自らが介護予防に関する知識や技術を学び、自らが健康でいきいきとした生活の向上と維持を目指すために活動します。
- (2) 学んだ知識を用いて、地域の高齢者の健康でいきいきとした生活の向上と維持をサポートすることを目的に活動します。
- (3) 虚弱な高齢者が介護予防への取組みに参加することで、状態の軽減や悪化の防止に繋げることをサポートすることを目的に活動します。
- (4) この他、積極的に社会参加及び地域貢献をおこなうことで、介護サポーターとしての役割を担い、介護予防事業について率先して理解を深めることを目的に活動します。

## 2 事業の実施主体

事業の実施主体者は、「ざいこうじルーピンの会会員」（自主ボランティア）とします。

(備考)

ざいこうじルーピンの会の会員は、平成25年度 地域支えあい体制づくり事業（財光寺地区元気サポーター養成講座）を受講修了した方を1期生とし、2期生については、平成28年度養成講座を受講修了した方とします。3期生以降は、事業の実施状況を考慮し、随時養成するものとします。

## 3 事業の参加者

ルーピンの会の会員及び会が実施する事業に参加できるのは以下の方とします。

- (1) 日向市財光寺（財光寺中学校区）に住所を有する方で、介護保険第1号被保険者及びその支援のための活動にかかわる方
- (2) 財光寺地区管内の介護保険施設に入居する方

## 4 事業の実施内容

### (1) 主に実施する事業

財光寺地区管内の公民館等において、参加者が住み慣れた地域でその人らしく、いきいきと過ごせるための支援事業として、次の事業を2時間程度実施します。

- ①介護予防（認知症予防・転倒予防）を目的とした生活機能向上プログラム事業
- ②介護予防（栄養改善・高齢者の孤食改善・閉じこもり防止・認知症予防）を目的とし

た生活機能向上プログラム事業

(2) その他必要に応じて実施する事業

その他、地域見守り活動や傾聴ボランティア、いきいきサロン等の協力、財光寺地区管内の介護保険施設等が実施するイベント等の協力要請があった場合や、主に実施する内容に追加や変更があった場合には、関係機関協議のうえ、体制整備状況、内容等を考慮しながら、適宜対応するものとします。

## 5 介護予防サポータースタンプポイント制度について

会員には、次の項目により介護予防サポーター手帳を交付するとともに、活動実績に応じポイントを付与し、ポイントに応じて特典を交付するものとします。

(1) 介護サポーター手帳の交付

養成講座を終了した会員は、ざいこうじルーピンの会介護予防サポーター登録申請書に必要事項を記入し、事務局へ提出してください。介護予防サポーター手帳を交付します。

(2) 活動に応じたポイントの付与

- ①会員には、4月から翌年3月までおこなった活動実績に応じ、独自のポイントを付与します。
- ②ポイント数は、介護予防事業（サポーター活動）に従事した際に押印するスタンプ数とします。
- ③スタンプは、介護予防事業（サポーター活動）に従事した際に事務局職員に手帳を提示し、押印してもらってください。

(3) ポイントに応じた特典の交付

ポイント数に応じて財光寺商店会より財光寺商店会が発行する商店会共通券が交付されます。1ポイント100円とし、年度通して会員ひとりにふよされるポイント数の上限は30ポイントとし、ポイント数に応じ、金額3,000円を上限とした共通券を交付します。

(4) 共通券の交付方法

共通券を希望する会員は、ポイントを付与された翌年度の4月1日～4月15日の期間中に共通券活用申請書を記入し、介護予防サポーター手帳を添えて事務局へ提出してください。ポイント数に応じ共通券を交付します。

(5) 注意事項

介護予防サポーター活動実績は、この手帳により管理します。紛失しないように自己管理をお願いします。万一、手帳を紛失されてもスタンプを再発行することはできませんのでご注意ください。また、ポイントの翌年度への繰り越しはできませんのでご注意ください。